

市民体力測定地域サポート事業実施要領

1 目的

体力測定を通じて、地域やスポーツ少年団等における体力・健康づくりをサポートし、地域のスポーツ活動等の活性化に寄与する。

2 サポート内容

(1) 体力測定用具の貸出し（別表「貸出用具一覧」参照）

用具の運搬（借用から返却まで）は、本事業を活用したい団体（企業）・グループ（以下、「申込団体」という。）において行うものとする。

(2) 体力測定記録用紙及び実施要項の提供

宮崎市体育協会（以下、「本協会」という。）において、申込用紙に記載のあった人数分の記録用紙及び実施要項を提供する。なお、本協会ホームページからダウンロードし、入手することもできる。

(3) 体力測定指導員（本協会職員）の派遣

原則として、体力測定当日の派遣は行わない。事前の打合せ等に1名を派遣するものとし、午前10時から午後8時までの間において1回限り2時間以内とする。

(4) 成績カードの配布

小学生以上を対象に成績カードを配布することとする。

申込団体は、測定終了後1か月以内に記録用紙を本協会に提出することとし、後日、申込団体に成績カードを配布するものとする。

3 対象・条件

原則として、市内に在住又は在学する5人以上で構成された団体・グループで傷害保険に加入していることを条件とする。

4 申込み

原則として、体力測定を実施しようとする日の1か月前までに、市民体力測定地域サポート事業申込書を本協会に提出する。ただし、上記2の内容（1）から（4）の各項目について、活用できるのは1団体（グループ）あたり、年間2回までとする。

5 決定

本事業の申込みがあったときは、内容・日時等を調整し、市民体力測定地域サポート事業決定通知書を申込団体に通知する。

6 経費

上記2の内容（1）から（4）にかかる経費は無料とする。ただし、体力測定用具を故意に破損・紛失した場合は、申込団体に弁償していただく。

また、会場等は申込団体で手配するものとし、会場使用料及びその他、体力測定に要する諸経費は申込団体の負担とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、本協会において定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【別表：体力測定貸出用具一覧】

種目	用具名	個数
握力	握力計	3
長座体前屈	長座体前屈計	3
立ち幅とび	立ち幅とび用マット	3
ボール投げ	ソフトボール	3
	ハンドボール	3
20mシャトルラン	20mシャトルラン用CD	2
10m障害物歩行	障害物歩行用ハードル	2
その他	ストップウォッチ	3
	キッチンタイマー	10
	巻き尺	2